○外務省告示第百七十八号

平成二十四年五月八日にハノイで、第二次中部地方橋梁（りょう）改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十四年五月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　第二次中部地方橋梁（りょう）改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億四千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ディン・ラー・タン交通運輸大臣

○厚生労働省告示第三百六十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中(931)を(932)とし、(896)から(930)までを(897)から(931)までとし、(895)の次に次のように加える。

(896)　リルピビリン

○農林水産省告示第千三百七十五号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「イリドウイルス病不活化ワクチン	302,100	20,300	11	2」を
「イリドウイルス病不活化ワクチン	302,100	20,300	11	2
または生ウイルス性神経壊死症不活化ワクチン	301,000	20,300	8	2」に

改める。

○外務省告示第百七十九号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条6の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条6の規定に従い、平成二十四年四月八日に効力を生じた。

（平成二十四年四月二十七日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十四年五月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの2B群中、「消防研究所」を削る。

○農林水産省告示第千三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町商人一四二三、二六四三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上田市越戸字小瀬五二の一、五二の五、五二のイの三、五二のイの四、五二の口、五二のハ、字向イ二五二、二六一の二、二六五から二七〇まで、二七四から二七六まで、二七七の一、二七七の二、二七八、二八〇の一、二八〇の二、二八五、二八六、二八八の口、二九三から二九七まで、二九八の一、二九八の二、二九八の一三、三四四の一七、三五四の一から三五四の三まで、三五四の一〇、三五四の二四、三五四の三〇、三五四の三五、三五四の三九、三五四の四五、三五四の五四、三五四の六三、三五四の六四、三五四の六六、三五四の七、三五四の七二、三五四の七五、三五四の八三から三五四の八五まで、三五四の一一〇、三五四の一三、三五四の一七、三五四の一二〇、三五四の一二五、三五四のニ、三五五の一、三五八の二、字筒ノ入三六〇の一、三七四、三七五、三七七の二、三八一、三八五、三八六、三九〇、三九四、字下手四一八の一、四一八の口の一、四二一の一、字殿入五五六の口、五五七の一、五五七のイ、五五八、五六二、五六五の三、五六七の一、五六七の五、五六七の一五、五六七のハ、五六七のニ、五六七のホ、五六七のト、五六七のチ、五六八、五八七の四、五九三、五九四の二、字上手六二三、六二四の一、六二四のイ、六五五の一から六五五の四まで、六五六、六五七の二、六八九、六九〇の一、六九〇の二、六九五の口の二、字塩ノ入六九六、七〇〇の一、七〇〇の二、七〇一、七〇二、七二八の一（次の図に示す部分に限る。）、七二八の九、七二八の一四、七二八の一六、七二八のイの二（次の図に示す部分に限る。）、七二八の口、七二八のハ、七二八のニ（次の図に示す部分に限る。）、七二八のヘ、七二八のト、七二八のチ、七二八のヌ、七二八のワ、七三〇の一、字釜ノ入七九五の一から七九五の三まで、七九五の一六、七九五の一八、七九五のロ、七九五のホ、七九五のヘ、字美志ケ沢八四五のロ、八四六、八五一の一、八五一のロの二、八五六、八五七の一、八五七の六、八五七のイの二から八五七のイの四まで、八五七のロ、八五七のハ、八五七のニ、八五七のホ、八五七のヘ、八五七のト、八五七のリ、八六二、八六五、八七二、八七四、八八〇のロ、八八一、字西沢八九五、九三〇の一、九三〇の三、九三〇の四、九三〇の九、九三〇の一一、九三〇の一四、九三〇の一五、九三〇のロ、九三〇のハ、九三〇のニ、九三〇のホ、九三〇のヘ、九三〇のト、九三〇のチ、九三〇のリ、九三〇のヌ、九三〇のル、字横道九三三の二、九九一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。